

# 鹿沼市合葬墓整備に伴う基本計画、基本設計及び実施設計等 業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本仕様書は、鹿沼市(以下「甲」という。)が発注する「鹿沼市合葬墓整備に伴う基本計画、基本設計及び実施設計等業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

本業務は、甲における合葬墓整備にあたり現況、関連計画等の調査を実施し、基本計画作成や詳細な検討を行って基本設計及び実施設計図書を作成することを目的とする。

### 第2条 法令等

本業務は、本仕様書、契約書、設計図書のほか、栃木県業務委託共通仕様書及び、関連する各種法令、技術基準、規程並びに既存の計画及び調査結果に基づき、甲の指定する職員(以下「監督員」という。)の指示に従い、正確に実施しなければならない。

### 第3条 疑義

本業務の内容に疑義が生じた場合は、甲と受託者(以下「乙」という。)は協議の上、業務が円滑に進むように努めなければならない。

### 第4条 作業計画

乙は、業務着手に先立ち、速やかに甲に下記の書類を提出し、承認を受けるとともに、業務実施期間中は、進捗状況を随時甲に報告するものとする。

1. 業務計画書
2. 業務工程表
3. 主任技術者通知書

### 第5条 資料の貸与

乙は、本業務の遂行に必要な資料のうち、甲が所管する資料の貸与を受けることができる。

ただし、それ以外の資料については、乙の責任において収集するものとする。

### 第6条 秘密の保持

乙は、業務上知り得た結果、資料等の秘密を第三者に漏らしたり、自ら使用してはならない。

## 第7条 検査・完了

乙は、作業工程ごとに必要に応じて監督員の検査を受け、全作業終了後、完了届と共に成果品を甲に提出し、甲の検査に合格した後完了とする。

## 第8条 成果品の帰属

本業務により作成した成果品等の著作権は、甲に帰属する。

乙は甲の許可なく成果品等の公表、複製及び他に貸与してはならない。

## 第9条 委託期間

契約締結の日から令和7年3月10日までとする。

## 第10条 その他

本仕様書に定めのない事項または業務内容の変更については、甲乙協議の上決定するものとする。

## 第2章 業務の内容

### 第11条 対象区域

本業務の対象地区は、下記のとおりとする。

1. 委託場所 鹿沼市笹原田地内（見笹霊園内）約3,200㎡

### 第12条 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

#### 1. 基本計画業務

##### (1) 候補地の選定及び現況把握

- ① 対象区域内における候補地の比較検討を行う。
- ② 計画条件の把握と整理および各種関連資料の収集と整理を行う。

##### (2) 敷地分析

- ① 候補地の地形や土地利用との関係及び整理を行う。
- ② 候補地の植生・地形・土地利用等の整理を行う。
- ③ 計画上の問題点や課題の整理を行う。

##### (3) 合葬墓整備に関する基本条件の整理

- ① 墓地需要数など本市の状況を踏まえ、新形式墓地のスタイルなどについて検討する。
- ② 本市の風土に合致した機能性・デザイン性を考慮した施設構造について検討する。
- ③ 上記基本項目を整理した上で本市の経済情勢などを考慮し、使用料及び整備費用について検討する。

##### (4) 整備スケジュールの検討

- ① 基本方針の検討と設定を行う。
- ② ゾーニングの検討と設定を行う。
- ③ 導入施設の検討と設定を行う。
- ④ 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定を行う。
- ⑤ アクセスや動線の検討と設定を行う。
- ⑥ 環境の保全と創出に関する検討と設定を行う。
- ⑦ 整備水準の検討と設定を行う。
- ⑧ 維持管理方法の検討と設定を行う。

(5) 概算工事費の算出

- ・同種事業の実勢価格に基づいた概算工事費の算出を行う。令和7年度当初予算要求作業のため、令和6年10月上旬を目途に算出する。

(6) 基本計画図の作成

- ・基本計画平面図を作成する。

(7) 簡易的な鳥瞰図及び透視図(完成予想図)案の作成

- ・アンケート調査用として、簡易的な鳥瞰図及び透視図(完成予想図)案を令和6年7月下旬を目途に作成する(3案程度)。なお、アンケートは甲が実施する。

(8) 基本計画(案)の作成

- ・検討資料を取りまとめた報告書の作成を行う。

(9) 照査

- ① 現況及び敷地分析の把握と設計計画の適正照査を行う。
- ② 設計方法や設計手法の妥当性の照査を行う。
- ③ 成果品の内容の適正照査を行う。

2. 測量業務

- (1) 4級基準点測量 4点
- (2) 現地測量 1/250 0.008k㎡
- (3) 現地踏査 0.08km
- (4) 中心線測量 P=10m, 曲線=0 0.08km
- (5) 仮BM設置測量 0.08km
- (6) 縦断測量 0.08km
- (7) 横断測量 P=10m, 曲線=0, W=50m 0.08km
- (8) 打合せ(中間打合せ1回) 1式

3. 地質調査

- (1) 土質ボーリング
  - ① 粘性土・シルト(ノンコアボーリング) 1箇所  $\Phi=86\text{mm}$  5m
- (2) サウンディング及び原位置試験
  - ① 標準貫入試験(粘性土・シルト) 5回
  - ② 現場透水試験(ケーシング法) 1回

- (3) 解析等調査業務
  - ①資料整理（直接労務費） 1 業務
  - ②断面図等の作成（直接労務費） 1 業務
- (4) 電子成果品作成 1 式
- (5) 資機材運搬
  - ①クレーン装置付きトラック（2t 車） 1 日
- (5) 足場仮設
  - ①平坦足場（板材足場 0.3m以下） 1 箇所
- (6) 準備及び跡片付け 1 業務
- (7) 調査孔閉塞 1 箇所

#### 4. 基本設計

- (1)与条件の細部検討
  - ①与条件や基本計画の把握と整理
  - ②各種設計条件の整理と確認
  - ③各種設計基準の抽出と適用の確認
  
- (2)諸施設の検討および設定
  - ①基本計画内容の整合性の確認
  - ②敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
  - ③景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
  - ④造成基本方針の検討と設定
  - ⑤植栽基本方針の検討と設定
  - ⑥供給処理設備基本方針の検討と設定
  - ⑦整備水準・目標工事費の検討と設定
  - ⑧維持管理基本方針の検討と設定
  
- (3)基本設計図の作成
  - ①実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
  - ②造成計画平面図の作成
  - ③施設計画平面図の作成
  - ④植栽計画平面図の作成
  - ⑤供給処理設備計画平面図の作成
  - ⑥主要断面図の作成
  - ⑦主要施設の構造イメージ図の作成
  
- (4)基本設計説明書の作成
  - ①上記検討資料を取りまとめた報告書の作成
  
- (5)照査

- ①設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ②成果品の内容の適正照査

## 5. 実施設計

### (1)与条件の確認および調査

- ①与条件や基本設計の把握と整理
- ②適用設計条件や設計基準の確認
- ③関連機関との調整内容の確認
- ④現地細部確認調査

### (2)実施設計の検討

- ①基本設計内容の整合性確認
- ②意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- ③安全性・機能性に関する検討と設定
- ④施工性・市場性に関する検討と設定
- ⑤維持管理性に関する検討と設定
- ⑥既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定
- ⑦目標工事費との調整

### (3)実施設計図の作成

- ①実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- ②割付平面図の作成
- ③造成平面図の作成
- ④施設平面図の作成
- ⑤植栽平面図の作成
- ⑥供給処理設備平面図の作成
- ⑦撤去平面図の作成
- ⑧造成断面図の作成
- ⑨各種施設の構造図の作成

### (4)数量計算

- ①図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- ②実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

### (5)概算工事費の算出

- ①提供された単価、又は見積り徴取による単価に基づいた工事費の算出

### (6)実施設計説明書の作成

- ①上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

(7)照査

- ①設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ②成果品の内容の適正照査

6. 打合せ

本業務を円滑に遂行するため、以下の各段階において、打合せ協議を行うものとする。

- ①業務着手時
- ②中間時 2 回
- ③成果品納入時

第 13 条 委託仕様

本業務委託は県土整備部発行の業務委託共通仕様書等に準拠し、履行するものとする。

栃木県県土整備部発行の業務委託共通仕様書

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/gyoumuিতakukyoutuusiyouyor2.html>

第 14 条 委託実績データ（委託カルテ）の作成及び登録について

本業務の受託者は、業務請負金額が100万円以上となった場合、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づいて「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを監督員に提出しなければならない。

第 15 条 成果品

- (1) 報告書 A4 版 3 部, 概要版 3 部
- (2) 電子媒体 CD 1 式

# 位置図

鹿沼市合葬墓整備に伴う基本計画、基本設計及び実施設計等業務委託



